

## 平成 26 年度京都府食品衛生監視指導計画案についての意見

きょうとふせいかつきょうどうくみあいれんごうかい 理事 坂本 茂  
京都府生活協同組合連合会

〒604-0851 京都市中京区烏丸 夷川東南角 せいきょう会館 2 F 電話：075-251-1551

### 〔1〕食品衛生監視指導計画の策定にかかわる取組みの全体をつうじて

- (1) この間、食の安心・安全推進課、くらしの安心・安全推進本部食の安心・安全部会があらたに設置されたことをはじめ、食の安心・安全課題に関連する部局が相互の関係を密にして、現在および将来の府民の健康保護にむけ、総合的計画的な取組みをすすめてきておられることにたいし、府民として心づよく思っております。
- (2) こうした取組みの進展のなかで、京都府の食の安心・安全にかかわる施策と体制の全体および関連がよく整理され、府民に見えるようになってきました。このことについては、大きな評価があたえられるべきであると考えております。「平成 25 年度京都府食品衛生監視指導計画実施状況中間報告」によれば、府内における 4 月 1 日～9 月 30 日間の収去検査の実施結果は、法令違反 0 件となっています。食品衛生にかかわる重大な問題の発生がほとんどなく推移していることは、上記の施策・体制の強化とあわせて、貴課をはじめ関係部局の方がたのご努力の賜物とふかく敬意を表し、感謝申し上げる次第です。

### 〔2〕平成 26 年度食品衛生監視指導計画案について

- (1) 昨年秋、全国のホテル・レストラン等でメニューと異なる食材を提供していたことがあかるとなりました。そのなかには、成型肉にもかわからず、和牛ステーキと偽っていた事例もあり、重大な健康被害をおこしかねないアレルギー発症リスクをふくむものでした。
- ①ホテル・レストラン等におけるメニューの「適正表示」の確保について  
食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」ことが定められ、2003 年度からスタートしたわけですが、同年 8 月 29 日付・厚生労働省告示第 301 号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」において、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが明記されています。国においては、今回の問題の重要性にかんがみ、景品表示法の改正を次期国会にはかることとしていますが、このなかで都道府県の役割をいっそうつよめていく方向が提起されています。
- (ア)「とくにホテル・レストラン等におけるメニューの適正表示の確保にむけての取組み」を積極的にすすめていくことがより明確になるようにしてください。
- (イ)具体的には、表示関係行政機関と連携して「とくにホテル・レストラン等におけるメニュー等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことがより明確になるようにしてください。
- ②ホテル・レストラン等で提供される食材の「アレルギー物質検査」の実施について  
昨年制定された食品表示法の国会議論をつうじてアレルギー表示の義務化が追加修正されたように、この課題は国民の健康確保上も重要度の高いものです。とりわけ観光客・修学旅行生が多く訪れる本府において、外食・中食におけるアレルギー表示は率先して推進されるべき課題です。昨年 7 月に京都府も構成メンバーとなった「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」が設置され、研修会の開催等に取り組んでおられるとうかがっています。本「計

画」においても、この課題を重視していく府のスタンスをより明確に打ち出しておく必要があるように思われます。

(ア)「計画案」では、アレルギー物質検査については「府内に流通している食品」が対象となっているようですが、「ホテル・レストラン等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的につよめる」ことを「計画」に明記してください。

(イ)あわせて「ホテル・レストラン等を対象とした調査および収去検査を実施、科学的知見にもとづいた指導をおこない、アレルギー物質による健康被害の未然防止に努める」ことを「計画」に明記してください。

(2) 昨年末に、冷凍食品への農薬混入事件が発生しました。回収の対象となった商品数は640万個、消費者センター・保健所等への消費者からの問合せは100万件に達し、厚生労働省のまとめによると全国で2900人ちかくが健康不安を訴えたとのことでした。このような事態をまねいた要因のひとつとして、当該企業における「危機管理体制」の構築が不十分で、未然防止・早期発見・事後対応のすべての段階で弱点があったことが指摘されています。

①本府においては食品関連業者の多くが中小・零細規模のものであるところから、よりいっそうの行政支援がもとめられることはいうまでもありません。

(ア) 食品事業者にたいする自主的な衛生管理の推進にあたっては、食品衛生の基本だけでなく、「危機管理体制」の構築についての認識を深めていただくため、行政からの情報提供をつよめるとともに、研修機会をつくることを「計画」に明記してください。

(イ)あわせて、HACCP手法を取り入れた衛生管理手法から、さらに食品への意図的な異物混入防止策やアレルギー物質管理などをもとめるFSSC22000規格の紹介等も必要になってきていると思われるので、検討してください。

②今回の冷凍食品への農薬混入事件においては、対象となった商品がきわめて多品目で広範囲に流通したこと、あかるとみに出たのが年末年始の時期にあたったという特徴もありました。当該企業はもとより行政・流通・メディアなどの総力をあげた対応がもとめられました。このような「重大事故発生時の連絡体制の確保」について、あらためて検討し直す必要があると思われま

(ア)食品安全にかんする「重大事故発生時の連絡体制の確保」について、「計画」に明記してください。

(イ)毎年おこなわれている防災訓練を参考に、食品に由来する重大な健康被害の発生を想定した訓練・テスト連絡などの実施を検討してください。

(3) 近年とみに増えてきたのが、いわゆる「健康食品」の広告です。新聞で1ページ全面を使ったもの、折り込みチラシによるもの、またインターネットでの展開など、広告にしめる健康食品についての割合も年々高くなってきています。このようななかで、2007年に総務庁東北管区行政評価局は『健康食品』の表示等に関する調査にもとづく「所見」を発表しました。この調査は、消費生活センターに「健康食品」に関する苦情相談が多数寄せられている状況等をふまえ、消費者保護のいっそうの推進をはかる観点から、全国ではじめて実施されたものです。

「所見」は、「新聞広告、新聞折り込みチラシによる探索を実施するものなし」「健康増進法所管課と関係課・消費生活センターとの連携が不十分」などの指摘がおこなっており、「県等・関係団体等と密接な連携を図りつつ実施することが重要」とのべています。こうした指摘は、東北各県にのみ限定されるものではなく、全国的なうけとめが必要なものと思われま

①いわゆる「健康食品」については、「計画案」では「医薬品成分の検査(試買検査)」を実施することがのべられていますが、「適正な表示」の徹底にむけての監視指導をつよめていくことがもとめられていると考えます。ついては、商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、新聞広告、新聞折り込みチラシ、インターネット等の「探索」を実施することを、「計画」に明記してください。

以上